

この度は、「薬剤師国家試験対策参考書[改訂第8版]⑧法規・制度・倫理」をご購入いただき、誠に有難うございます。  
 本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。  
 ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しく願ひ申し上げます。

薬学ゼミナール編集 青本[改訂第8版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P8 第2条の枠内 上から9行目	2 この法律において「 <u>個人識別記号</u> 」とは、……	2 この法律において「 <u>個人識別符号</u> 」とは、……
P52 表 医療機器の 販売 管理医療機器 管理者設置	要	不要
P128 問13 選択肢1	1 (2回) ラニチジン塩酸塩 83mg	1 (2回) ラニチジン塩酸塩 <u>63mg</u>
P334 表 薬学管理料 薬剤服用歴管理指導料 ②特別養護老人ホーム入所者	38点	<u>41点</u>

※本書記載の参照頁“→「第〇章 〇.〇.〇 ……」p.〇参照”は、該当の内容が記載されている〇.〇.〇が始まる頁を示しております。

下表は、国民健康保険の保険者変更(平成30年4月1日付適用)に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P318 表 国民健康保険		後述
P319 下から10行目	国民健康保険では、市区町村が実施主体となるのが原則であるが、……	国民健康保険では、 <u>都道府県が当該都道府県内の市区町村とともに実施するのが原則であるが、……</u>
P319 下から7行目	市区町村が保険者となる国民健康保険の加入対象者は、市区町村に居住する者で、……	<u>都道府県及び市区町村が保険者となる国民健康保険の加入対象者は、当該都道府県の区域内に居住する者で、……</u>
P342 問6 問題文 2行目	……(特別区を含む。)である。	……(特別区を含む。)のみである。
P342 問6 解説	差替え	国民健康保険は、市区町村とともに都道府県が行うものと、各種国民健康保険組合が行うものがある。
P348 問3 解説2	国民健康保険の保険者は、市町村・特別区又は国民健康保険組合である。	国民健康保険の保険者は、 <u>都道府県及び市区町村</u> 又は国民健康保険組合である。
P349 問4 解説3	国民健康保険の保険者は、市区町村及び国民健康保険組合である。	国民健康保険の保険者は、 <u>都道府県及び市区町村</u> 又は国民健康保険組合である。

下表は、2021年度より薬価改定が毎年実施されることに伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
--	-----	-----

P345 問 55 解説	薬価改定は、おおよそ 2 年ごとの薬価調査結果に基づき、厚生労働大臣が実施する。	薬価改定は、 <u>現在 2 年ごとの薬価調査結果に基づき、厚生労働大臣が実施してきた。</u>
--------------	--	--

下表は、薬剤師行動規範(平成 30 年 1 月制定)に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P14 問 1 選択肢 1	「 <u>薬剤師倫理規定</u> 」は、 <u>薬剤師が人々の信頼に応え、医療の向上及び公共の福祉の増進に貢献し、薬剤師職能を全うするために、制定されたものである。</u>	「 <u>薬剤師行動規範</u> 」は、 <u>薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、制定されたものである。</u>
P14 問 1 解説 1	薬剤師は、人権の中でも最も基本的な生命・健康の保持増進に寄与する責務を担っていることから、国民の信頼に応え、その責務を全うするために「 <u>薬剤師倫理規定</u> 」(公益社団法人日本薬剤師会)が制定された。(薬剤師倫理規定前文)	薬剤師は、人権の中でも最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っていることから、 <u>人々の信頼に応え、その責務を全うするために「<u>薬剤師行動規範</u>」(公益社団法人日本薬剤師会)が制定された。(薬剤師行動規範前文)</u>
P543 5 行目	…… <u>薬剤師倫理規定</u> などがある。	…… <u>薬剤師行動規範</u> などがある。
P545 上の青枠内	● <u>薬剤師倫理規定:1968 年(昭和 43 年)制定、1997 年(平成 9 年)新規規定。</u> 公益社団法人日本薬剤師会 ・ <u>薬剤師が人々の信頼に応え、医療の向上及び公共の福祉の増進に貢献し、薬剤師職能を全うするために制定。</u>	● <u>薬剤師行動規範:2018 年(平成 30 年)制定。薬剤師倫理規定が改められた。</u> 公益社団法人日本薬剤師会 ・ <u>薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び公共の福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、<u>薬剤師と国民、医療・介護関係者及び社会との関係を明示、薬剤師行動規範を制定。</u></u>
P545 下の青枠【 <u>薬剤師綱領</u> 】の上 3 行	日本では日本薬剤師会が薬剤師の倫理として、 <u>薬剤師綱領及び薬剤師倫理規定を</u> 発表し、 <u>薬剤師法第 1 条の任務を果たすために薬事関係法規の遵守と医療人としての倫理及び地域医療への貢献など、薬剤師のあるべき姿を示している。</u>	日本では日本薬剤師会が薬剤師の倫理として、 <u>薬剤師綱領及び薬剤師行動規範を</u> 発表し、 <u>薬剤師法第 1 条の任務を果たすために薬事関係法規の遵守と患者の自己決定権の尊重など、薬剤師の具体的な行動の価値判断とその基準を示す行動規範としている。</u>
P546 青枠		後述
P551 問 4 問題文	「 <u>薬剤師倫理規定</u> 」は、 <u>薬剤師が人々の信頼に応え、医療の向上及び公共の福祉の増進に貢献し、薬剤師職能を全うするために、制定されたものである。</u>	「 <u>薬剤師行動規範</u> 」は、 <u>薬剤師が人々の信頼に応え保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、制定されたものである。</u>
P551 問 4 解説	「 <u>薬剤師倫理規定</u> 」は日本薬剤師会が制定したものである。	「 <u>薬剤師行動規範</u> 」は日本薬剤師会が制定したものである。

P552 問3 解説 1～2 行目	日本薬剤師会が制定した薬剤師倫理規定では、薬剤師は生涯研鑽、最善努力義務、医薬品の安全性等の確保、秘密の保持、品位・信用等の維持等が明記されている。……	日本薬剤師会が制定した <u>薬剤師行動規範</u> では、薬剤師は生涯研鑽、最善努力義務、医薬品の <u>品質、有効性及び安全性</u> 等の確保、 <u>品位及び信用の維持と向上、守秘義務</u> 等が明記されている。……
----------------------	--	---

下表は、平成 30 年 4 月の診療報酬改定に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P336 表 医学管理等 退院時薬剤情報管理 指導料 1 行目	患者の入院時に当該患者が……	患者の入院時に、 <u>必要に応じ保険薬局に照会する</u> などして当該患者が……
P336 表 医学管理等 特定薬剤治療管理料		後述
P336 表 在宅医療		後述
P337 表 投薬 処方料 処方せん料		後述

下表は、医療法(平成 30 年 4 月改正)に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P164 上の青枠「第1 条の2」3 行目	……病院、診療所、介護老人保健施設、 調剤を実施する薬局……	……病院、診療所、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、調剤を実施する薬局……

下表は、世界アンチ・ドーピング機構禁止表の変更に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P410 問5 解説 表 C	A・Bに加えて ・ <u>アルコール</u> ・β遮断薬	A・Bに加えて ・β遮断薬

<P318 表 国民健康保険 差し替え>

<b>国民健康保険</b> (地域保険)	農業者、自営業者等	都道府県(主体)及び市町村・特別区 <b>国民健康保険組合</b>	小学校就学前: 2割 小学校就学～69歳: 3割 70～74歳(高齢者): 2割 (一定以上所得者: 3割)
	被用者保険の退職者	都道府県(主体)及び市町村・特別区	

### 【薬剤師行動規範】

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手として、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている。この責務の根底には生命への畏敬に基づく倫理が存在し、さらに、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまでの業務に関わる、確固たる薬（やく）の倫理が求められる。薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、薬剤師と国民、医療・介護関係者及び社会との関係を明示し、ここに薬剤師行動規範を制定する。

#### 1. 任務

薬剤師は、個人の生命、尊厳及び権利を尊重し、医薬品の供給その他薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

#### 2. 最善努力義務

薬剤師は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最善を尽くす。

#### 3. 法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

#### 4. 品位及び信用の維持と向上

薬剤師は、常に品位と信用を維持し、更に高めるように努め、その職務遂行にあたって、これを損なう行為及び信義にもとる行為をしない。

#### 5. 守秘義務

薬剤師は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用してはならない。

#### 6. 患者の自己決定権の尊重

薬剤師は、患者の尊厳と自主性に敬意を払うことによって、その知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

#### 7. 差別の排除

薬剤師は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等によって個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応する。

#### 8. 生涯研鑽

薬剤師は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努める。

#### 9. 学術発展への寄与

薬剤師は、研究や職能の実践を通じて、専門的知識、技術及び社会知の創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。

#### 10. 職能基準の継続的な実践と向上

薬剤師は、薬剤師が果たすべき業務の職能基準を科学的原則や社会制度に基づいて定め、実践、管理、教育及び研究等を通じてその向上を図る。

#### 11. 多職種間の連携と協働

薬剤師は、広範にわたる業務を担う薬剤師間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

#### 12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保

薬剤師は、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ十分な情報提供及び指導を行う。

#### 13. 医療及び介護提供体制への貢献

薬剤師は、予防、医療及び介護の各局面において、薬剤師の職能を十分に発揮し、地域や社会が求める医療及び介護提供体制の適正な推進に貢献する。

#### 14. 国民の主体的な健康管理への支援

薬剤師は、国民が自分自身の健康に責任を持ち、個人の意思又は判断のもとに健康を維持、管理するセルフケアを積極的に支援する。

#### 15. 医療資源の公正な配分

薬剤師は、利用可能な医療資源に限りがあることや公正性の原則を常に考慮し、個人及び社会に最良の医療を提供する。

<P336 表 医学管理等 特定薬剤治療管理料 差し替え>

特定薬剤治療管理料 1	ジギタリス製剤、テオフィリン製剤等について、薬物血中濃度を測定して投与量を精密に管理した場合（月 1 回まで）	470 点
特定薬剤治療管理料 2	サリドマイド及びその誘導体を投与する患者に医師及び薬剤師が当該薬剤の管理の状況について確認及び適正使用に係る必要な説明を行い、製造販売業者に確認票等を用いて定期的に患者の服薬に係る安全管理の遵守状況等を報告した場合（月 1 回まで）	100 点

<P336 表 在宅医療 差し替え>

在宅患者訪問薬剤管理指導 （要届出）	単一建物診療患者が 1 人の場合	650 点
	単一建物診療患者が 2～9 人の場合	320 点
	上記以外の場合（10 人以上）	290 点
麻薬管理指導料		+100 点
乳幼児加算（6 歳未満）		+100 点

<P337 表 投薬 処方料、処方せん料 差し替え>

処方料(院内外来調剤の場合) (1 処方につき)  乳幼児加算 (3 歳未満) 特定疾患処方管理加算 長期処方加算 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 向精神薬調整連携加算	内服 6 種類以下	42 点
	内服 7 種類以上、1 年以上ベンゾジアゼピン系の抗不安薬・睡眠薬を継続処方	29 点
	抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬を多剤投与	18 点
	1 処方につき	+3 点
	1 月に 2 回を限度	+18 点
	処方期間が 28 日以上 (月 1 回)	+65 点
	月 1 回限り	+70 点
処方せん料 (院外処方せんを発行した場合) (1 交付につき)  一般名処方加算 1  一般名処方加算 2  乳幼児加算 (3 歳未満) 特定疾患処方管理加算 長期処方加算 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 向精神薬調整連携加算	内服 6 種類以下	68 点
	内服 7 種類以上、1 年以上ベンゾジアゼピン系の抗不安薬・睡眠薬を継続処方	40 点
	抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬を多剤投与	28 点
	処方せんに含まれる医薬品のうち、後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名で記載(1 交付につき)	+6 点
	処方せんに 1 品目でも一般名処方が含まれている (1 交付につき)	+4 点
	1 処方につき	+3 点
	1 月に 2 回を限度	+18 点
処方期間が 28 日以上 (月 1 回)	+65 点	
月 1 回限り	+70 点	
直近の処方時に、向精神薬の処方の状態にあった患者又は不安の症状又は不眠の症状に対し、ベンゾジアゼピン系を 12 月以上、連続して同一の用法・用量で処方されていた患者であって減薬の上、薬剤師又は看護職員に症状の変化等の確認を指示した場合	+12 点	